

時・令和5年10月6日（金）

於・特許庁9階庁議室

産業構造審議会

知的財産分科会商標制度小委員会

第33回商標審査基準ワーキンググループ議事録

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 開 会 | 1 |
| 2. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について（議 題 1） | 3 |
| 3. 閉 会 | 33 |

開 会

○根岸商標課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第33回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の方々におかれましては、御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは8名の委員で構成されておりますところ、本日は委員全員の皆様に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては島並座長にお願いしたいと思います。島並座長、よろしくお願いたします。

○島並座長 本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○根岸商標課長 それでは、配付資料の確認をいたします。資料につきましては、お手元でございますタブレット端末を用いて御参照ください。配付資料は、「議事次第」、「委員名簿」、資料1「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」、参考資料1「関連条文」。

以上となります。

また、御参考までに、商標審査基準改訂第15版の冊子を机上に御用意しておりますので、御利用ください。

○島並座長 では、議題に入る前に、事務局から事務運営の説明をお願いいたします。

○根岸商標課長 委員の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をしていただき、島並座長から指名されましたら、卓上のマイクのスイッチをオンにして御発言されるようお願いいたします。なお、発言の際にはマイクに近づいてお話しいただければと思います。

また、傍聴者の皆様におかれましては、常時マイクとカメラをオフにさせていただきようお願いいたします。チャット欄も御利用なされないようお願いいたします。

また、本会議を録音することは慎んでいただくようお願いいたします。後日、議事要旨、議事録は特許庁ホームページに掲載いたします。

○島並座長 ありがとうございました。

他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について（議題1）

○島並座長 それでは、これより議題に入ります。

「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

事務局より御説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 商標審査基準室の網谷でございます。それでは、事務局より御説明をさせていただきます。

他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について説明いたします。

まず、1ページ目でございます。目次となります。本日は、この8項目について説明をさせていただきます。特に「論点①「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件」及び「論点② 出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）」について、御議論をいただきたい点でございます。

それでは、2ページ目を御覧ください。こちらは、「改正前の4条1項8号の概要」でございます。現在、4条1項8号については、商標の構成中に他人の氏名を含む場合は、当該他人の承諾がない限り登録をすることができません。その趣旨は、他人の人格的利益の保護にあるとされております。これは、氏名を表す文字種や「他人の氏名」の周知性・著名性、出願商標の周知性・著名性の有無等にかかわらず、当該他人の承諾がない限り、8号に該当するとされております。審査では、出願商標に氏名が含まれていれば、一般的な検索サイト、そして新聞記事検索等により当該氏名の使用状況を調査した上で、当該氏名が他人の氏名を表すものと認められ、かつ、当該他人が現存することが推認できるような場合は拒絶理由を通知しております。なお、起案の際には、他人の連絡先等については、一般に公開されているものを併せて掲載しております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。こちらは、「商標審査基準ワーキンググループにおける主な検討事項」を掲載させていただきました。

まず、「商標制度小委員会」における議論では、4条1項8号の趣旨が「他人の人格的利益の保護」とされていることを踏まえまして、保護する「人格的利益」とは、「出願に係る指定商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益を受けない権利」

と整理できるのではないかとされました。また、この前提においては、例えば、「他人の氏名の知名度が高ければ、特定の商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益が大きくなるのではないか、すなわち、「人格的利益侵害の蓋然性が高くなるのではないか」とされており。一方で、「知名度が低ければ、その弊害又は不利益は小さく、人格権侵害の蓋然性は低いと考えられる」とされました。他方で、「一定の知名度のない氏名を含む商標」については、「無関係な者による悪意の商標出願等の濫用的な出願」を許すこととなり、「他人の人格的利益が侵害されるおそれ」があると考えられると整理がなされました。

そして、商標制度小委員会の報告書では、「出願人の商標登録を受ける利益」と「他人の氏名に係る人格的利益」との調整のため、「他人の氏名」に「一定の知名度の要件」を課すことに加え、一定の知名度のない氏名の者の人格的利益が侵害されるおそれに配慮し、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願を防止するため、「出願人側の事情（例えば、出願することに正当な理由があるか等）」を考慮する要件を課すことが適当とされました。

そして、今申し上げたこの2つの要件の法制化に際しては、まず、「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件につきましては「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」としまして法律上明文化がされました。

次に、「出願人側の事情を考慮する要件」につきましては政令で定めることとされまして、「①商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」、そして「②商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当することとして、現在、政令案がパブリックコメントに付されている次第でございます。本ワーキングでは、この2つの要件の審査基準について、事務局提案のイメージに基づいて御審議をいただきたいと考えます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらですが、改正後の条文及び政令案を掲載してございます。条文及び政令案のイメージですが、点線の枠内に記載してございます。

まず、改正条文の要約を御覧ください。水色の背景の箇所です。これは、「(1)「周知な他人の氏名」を含み、その他人の承諾を得ていない商標」又は「(2)「他人の氏名」を含み、政令で定める要件に該当しない商標」はいずれも登録できないこととなっております。

続きまして、下のグリーンの背景の箇所でございます。こちらは、政令の条文イメージで定める要件の要約をお示ししたものとなります。こちらは、「他人の氏名」を含む商標

については、「(A) その商標に含まれる他人の氏名と出願人との間に相当の関連性があり」、かつ「(B) 出願人に不正の目的がない」場合に、政令で定める要件に該当するということとなっております。

続きまして、5 ページを御覧ください。こちらでございますが、改正後の4条1項8号の審査の流れをフロー図でお示したものとなっております。こちらは、前提としまして「出願商標に他人の氏名が含まれている商標出願の場合」を想定しております。そして、まず、「同姓同名の他人が存在するか」というポイントを出発点として考えております。

次に、同姓同名の他人が存在するか否かといった場合に、仮に「存在する場合」と「存在しない場合」と2つに分けてございます。「存在しない場合」、下に向かいまして、8号に該当する拒絶の理由はなしになります。そして、「存在する場合」につきましては、「他人が周知かどうか」といった点について判断をいたします。判断に当たっては、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている」点を確認いたします。

次に、右に進んでいただきまして、「周知であった場合」を先に御説明をさせていただきます。この場合、「承諾の有無」を次に確認いたします。「承諾なし」といった場合には下にいきまして、「周知性の要件を満たさない8号の拒絶理由」となります。「承諾あり」の場合には「政令要件を満たすか否か」ということを確認しまして、「満たす場合」には「8号の拒絶理由はなし」、「満たさない場合」には「政令要件を満たさない8号の拒絶理由あり」という形の判断をいたします。

続きまして、チャートの真ん中の「周知」の確認箇所まで戻ってください。下方の「周知ではない場合」には「政令要件を満たすかどうか」という点を確認いたしまして、「満たす場合」には「8号の拒絶理由なし」、「満たさない場合」においては「政令要件を満たさない8号の拒絶理由あり」となります。なお、8号の拒絶理由に該当しないような場合であっても、例えば、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標であるような場合には15号に該当するといった、他の拒絶理由に該当する可能性は排除されない点、上の注意書きとして掲載をさせていただきます。

続きまして、6 ページ目を御覧ください。こちらは「要検討部分の概要」となっております。4条1項8号は現在審査基準がございますので、今回の法改正によって新たに追加された部分を「2.」及び「8.」に加えたいと考えております。こちらは、皆様にイメージとしてお見せしたく作成したものとなっております。新たに設ける基準については、次

ページ以降で詳細を御説明致します。

続きまして、7ページ目を御覧ください。7ページ、「論点①「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件」でございます。これより、基準の「2.」に記載したい「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」について説明をします。

まず、青枠の中でございます。ここまで御説明させていただいたとおり、「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件については、法律上「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」と明文化がされました。そのため、本号の趣旨であります「人格的利益の保護」という観点に基づきまして、(1)「商標の使用をする商品又は役務の分野」の範囲、そして(2)としまして「需要者の間に広く認識されている」点の確認方法について、商標審査基準で定める必要があると考えております。そのため、(1)については、判断基準となります「分野」に含まれる需要者は、指定商品・役務を中心として、ある程度幅をもった需要者を対象とすべきと考えておりまして、指定商品・役務の需要者に限定されるものではないと考えております。続いて、(2)につきましても、「需要者の間に広く認識されている」という点については商標の使用をする商品又は役務の分野の相当程度の需要者に認識されていることを考えておりますので、それを確認する方法を検討する必要があると考えております。

基準のイメージ案を枠線内に記しておりますが、次ページ以降で(1)及び(2)の詳細を記載しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

では、続きまして、8ページを御覧ください。引き続き、「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件」でございます。

まず、2.(1)について説明をさせていただきます。基準のイメージは、「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断に当たっては、人格権保護の見地から、必ずしも指定商品・指定役務の需要者のみを基準とする必要はなく、「当該他人に係る商品又は役務等との関連性を勘案して判断する」としてはどうかと考えております。その趣旨でございますが、他人の氏名に一定の知名度の要件を設けることによって、商標出願に係る指定商品・役務と氏名を結びつけられることによる弊害又は不利益を保護するものと考えております。その判断基準となる需要者の範囲については、指定商品・役務の需要者に厳密に限定することはなく、指定商品・役務を中心として、ある程度幅を持った需要者を対象とすべきと考えております。そのため、需要者の範囲については、指定商品・役務の需要者のみなら

ず、例えばですが、当該指定商品・役務と密接な関係を有する商品又は役務等の需要者も含まれると考えております。

下に例を挙げさせていただきました。こちらですが、例えばですが中華料理人特許太郎さん——これから「Tさん」と申し上げます。Tさんがオーナーをしている中華レストランが、ある地方において複数軒存在しているような場合を想定してください。この中華料理店ですが、新聞等でも複数回取り上げられた経緯がございます。そして、Tさんとは全く関係のない第三者が、商標「特許太郎」を指定商品が29類の「チャーハンのもと」で出願をした場合をお考えください。この場合、一地方においてTさんは43類の「中華料理の提供」の役務において相当程度需要者に知られていると考えられますので、43類の「中華料理の提供」は29類の指定商品「チャーハンのもと」と密接な関係を有することから、指定商品との関係でもTさんの氏名が結びつけられるおそれがあると考えておきまして、Tさんの人格的利益を損ねる蓋然性が高いと判断し、4条1項8号に該当すると考えておるといった例を掲載させていただきました。

下の参考の欄につきましては商標制度小委員会第9回のものですが、その資料からの抜粋と、過去に弊庁で行いました調査研究でいただいた御意見を掲載しております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。9ページ目、こちらも「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件」でございますが、ここから2.(2)「需要者の間に広く認識されている」といった点について御説明をさせていただきます。こちらですが、商標を使用する商品又は役務の分野の相当程度の需要者に認識されている場合をいうものと考えてございます。判断に際しては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的ですか事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務の分野に氏名が使用された場合に当該他人を想起し得るかどうかという点に留意することを考えております。

この趣旨でございます。商標法上、知名度を要件として課す複数の規定が存在しますが、その条文ごとに趣旨は異なっているため、求める知名度の程度には差があると考えております。他人の氏名についてですが、「需要者の間に広く認識されている」の審査内容を定めるに当たっては人格的利益の保護適格としての線引きを考えることとなりますが、全国的に知られている者や全ての需要者層に知られている者でなくとも保護から除外する理由はなく、同号における周知性の判断に際しては、人格的利益の保護という観点から、その他人の氏名が認識されている範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、相当程度の需要者が当該他人を想起し得るかどうかといった点について留

意をすべきと考えております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。こちらから、論点②としまして「出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）」となります。出願人側の事情を考慮する要件としまして、(1)「一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」及び(2)としまして「二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当するものとして、現在パブリックコメントに付されている点、先ほど御紹介をさせていただきました。

そこで、この政令要件に該当する可能性が高い典型例を基準に記載してはどうかと考えております。次ページでその趣旨を掲載しておりますので、11ページ目を御覧ください。こちらですが、中央部分の「趣旨」のほうを御覧ください。

まず、「政令で定める要件」は、出願商標に含まれる氏名とは無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願を拒絶できるよう、出願人側の事情を考慮するものでございます。そして、要件(1)に含まれます「相当の関連性があること」は、単に思いついただけといった関連性があるのみでは足りないと考えております。このため、例としては、自己の氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用をしている店名等であるといった場合、当該氏名と出願人との間に一定の関係性があると考えております。

続きまして、(2)「不正の目的」については、出願の目的・意図から、当該「他人」の人格的利益侵害のおそれの有無によって判断すべきと考えておまして、例としては他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合は、不正の目的があるものと判断するといった事例をイメージ案として考えておる次第でございます。

続きまして、下の参考の欄でございます。こちらも過去に行いました調査研究でいただいた想定例を掲載してございます。

続きまして、次ページ、12ページを御覧ください。こちらから参考資料となります。

まず、参考資料「商標法における、周知性・著名性に関する条文例」でございます。こちらは商標法において周知性ですとか著名性に関連する条文を抜粋しまして、網羅的に掲載をしたといったような資料となっております。

続きまして、13ページでございます。こちらも参考資料となっております。「諸外国における他人の氏名を含む商標の知名度の運用状況」でございます。こちらは、過去に行った調査研究の結果を、米国、ドイツ、韓国、中国の結果を抜粋して掲載をした内容となっ

ております。

資料の説明は以上となります。皆様、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○島並座長 ありがとうございます。事務局から御説明がありましたように、本議題では論点が2つありますので、各論点に分けて委員の皆様から御意見を伺いたく存じます。

まずは「論点①「他人の氏名」に課す一定の知名度の要件」につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 橋本です。ありがとうございます。

ちょっとその2つの要件について確認させていただく前に、この2つの要件の審査の順番というか、この5ページのフローチャートで拝見しますと、まず他人が周知かどうかという要件を判断してから政令要件について行くのか、それとも最初からその2つの要件を同時に審査されて御通知いただけるのかという点について確認させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。現在、要件の審査の順番は特に決めてはおりません。各要件を見ましてそれぞれ個別に審査をするわけではないので、同時に確認というような形での審査手法を現時点においては検討しております。今後、便覧の作成ですとか、あと今後何か説明の機会をいただく際には、分かりやすい見せ方を検討していきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○橋本委員 ありがとうございます。同時に審査されるということで。

○網谷商標審査基準室長 そうですね。今決定というわけではございませんが、今後検討の一材料として考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。

○島並座長 では、大西委員、どうぞ。

○大西委員 ありがとうございます。大西でございます。

今の御質問とその御回答に関連してお伺いしたいと思います。現在の4条1項8号はこのような細かい要件の形になっておりませんので、同姓同名の他人が存在するというところで拒絶理由通知が打たれるわけですけれども、審査の順番については今のところ特に考えていらっしゃるということですが、拒絶理由通知の書き方はどうなりますでしょうか。

拒絶理由に反論をする場合にどこに焦点を当てて反論していくべきなのかという問題がございます。同姓同名の他人が存在した場合、まず周知かどうかを確認する必要が出てきて、周知ではないと考えた場合には周知性がないという主張・立証をしなければいけないということになりますし、不正の目的に関しましても「ない」ということを主張・立証しなくてはならないということになりますが、「ない」ということの証明は極めて難しいということは御庁においても御理解いただける場所だと思っております。

そうですので、できるだけ具体的に、どの要件で拒絶理由通知を打っておられるのかが分かるように理由を書きいただきたいと思います。周知性が認められるということであればそのように書きいただきたいと思いますし、政令要件に関しましても、後で出てきますけれども職権で調査できる範囲のことなのかなと思っております。特に政令要件(2)ですけれども、不正の目的が認められないということであれば、そのように書きいただきたいと思います。ちょっと少し先走りになりますけれども、政令要件(1)が職権で認められる場合、例えば、出願人が個人であって自己の氏名を商標として出願しているのであれば政令要件(1)は確認できると思っておりますし、それによって政令要件(2)についても不正の目的がないことが推認できるのではないかなと思っておりますので、できるだけ「ない」という難しい立証を出願人側にさせないような審査をして、拒絶理由通知の書き方をいただければありがたいと思っております。

○島並座長 ありがとうございます。この点、事務局いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、ありがとうございます。周知性がないことの証明ですとか、不正の目的がないことの証明が極めて困難であるという御指摘につきましては、これまでも、例えばですが4条1項10号ですとか、あとは19号の拒絶理由に対する反論が実務としてなされていることを我々としては認識をしておりますが、8号の拒絶理由は周知性ですとか政令要件(1)(2)について職権調査をした上で通知すべきといった点及び出願人が反論すべき点が明らかになるよう、判断の根拠を拒絶理由通知に記載すべき点といった御指摘はごもっともと思っておりますので、我々としても丁寧な拒絶理由の通知ができるように心がけて審査をしていくことを想定している点、御回答とさせていただくことでよろしいでしょうか。

○大西委員 はい。ありがとうございます。意見書を書く際にポイントがずれてはけませんので、どこを争うべきなのかが分かるように、またその根拠を示していただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 承知いたしました。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 今の点は、行政手続法上も行政処分である拒絶の理由はもちろん個別に示す必要があるというのは、御指摘のとおりだろうと思います。

また、2つ目の、消極的な要件の立証をどこまで求めるのかという点については、今の事務局からのお答えですと、ほかでも運用例があるので、それに沿って行いたいという御回答だったかと思います。ありがとうございました。

今の点に関連して、あるいは別の点でも、ほかにはいかがでしょうか。木村委員、どうぞ。

○木村委員 事務局提案、2つの論点ということで、ちょっと私もいろいろ考えてみて、そもそもこの4条1項8号については今まで審決とか判決とかいろいろあって、そもそもその氏名に含まれるものかどうかというところが1つポイントになっていたものがあるかと思います。それは何かというと、漢字とか片仮名とかというのは普通に氏名というふう認識されるので、これらはユーザーは納得していると思うんですけども、例えばローマ字で書いたものというのは氏名なんですかって争われたときに、判決とかでは氏名なんですというようなことが明示されていて、これはほぼ確立されていると思いますので、例えば「他人の氏名のところの「氏名」とはローマ字表記されたものも含む」とか、これは多分外国の氏名も今後この法改正によって出願されてくる可能性もあると思いますので、そういうローマ字で表されたものも氏名に含むというのをまず大前提に置いてもいいのかなというふうに思いました。

あと、審査のやり方というのはやっぱり一番問題になってくると思っていて、多分その4条1項8号の拒絶理由を出すときは、1人だけ周知の人がいればフローチャートによって淡々と上のほうを処理していけばいいと思うんですけども、通常は4人とか5人とか、その中に周知の人も含まれるし、全然関係のない人も含まれるというパターン。拒絶理由を見ていると、2～3人とか、結構引用されているのもありますので、そうするとやっぱり同時並行的に、一方だけをやるわけではなくて、常に同時並行で、この人は周知です、この人は周知ではないんですけども政令要件に該当しませんとか。ただ、その政令要件に該当しないというときに、ここに書いてあるとおり、相当の関連性というのを形式的な名前の統一性で判断していくのか、あるいは管理されている名前なのかとか、そういう実態的なところの判断を願書だけから審査すると見えないので、2つ目の「不正の目的」のところもそうだと思うんですけども、これも4条1項19号のところでは不正の目的があるかどうかというのを基準でも書いてあると思うんですけども、外形的にはなかなか判断で

きない。では審査官がそういったときに、今回はここにある程度、後で買い上げる目的とか、何かいろいろ動機付けみたいなところは分かるんですけども、願書だけ見てそれを判断できるかというとなかなか難しいと思うので、その手順というんですか、審査官が疑義に思ったときにどの程度その立証をして拒絶理由を出すのかという、まさに審査基準ってそこを決めるところだと思うので、何かそういう基準があればユーザーも分かりやすいのかなと思いました。

以上です。

○島並座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 木村委員、ありがとうございます。

まず、最初に御発声いただきましたローマ字等々の表したものについても、我々として従来どおりの審査運用を変更することは考えておりませんので、他人の氏名等を判断する方向は変わらずに進めていきたいと思っております。ただ、それを基準もしくは便覧等々にどのように記載もしくは周知をしていくかという点については考えさせていただきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

あと、2つ目に御発声いただきました御質問については、それは通知で審査官が判断する際の、例えば不正の目的でしたか、定量的なものをということなのでしょうか。

○木村委員 不正の目的は多分願書だけからだと通常分からないと思いますので、多分いろいろネットを叩いたり文献を見たり、あるいは審査情報を見たりとかして判断するんだと思うんですけども、そのときにどの程度その審査官が立証すれば。

○網谷商標審査基準室長 審査官が立証ですか。

○木村委員 この政令で定める要件に該当するかどうかというのは、個別理由の中では審査官がそれを言うわけですかね。すみません、そこはちょっと分かっていないかもしれないんですけど。審査官が、出願人が不正の目的で出願していますねという拒絶理由を出すんですよね。

○網谷商標審査基準室長 はい。

○木村委員 そうすると、その不正の目的だということを……

○網谷商標審査基準室長 推認できますという。

○木村委員 ある程度出さないといけないですよ。

○網谷商標審査基準室長 それは、例えばですが、こういった理由が幾つか散見されたのでというようなことを示してほしいということですね。審査官が発見した証拠を拒絶理由

に記載をしてほしいということの御理解でよろしいということですか。

○木村委員 こちら19号の場合には、たしか全く同じブランド名と同じものを出してきたときには、通常そういうのはあり得ないから、例えば造語でよく知られている言葉というのは、同じものを偶然に出してくるというのにはあり得ないから不正な目的を推認するとか、そういうのがあるかと思うんですけれども、外形的にやれるとしたら多分そのレベルの話なのかなとは思ったんですけれども。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。御指摘のとおり、こちらのほうで拒絶、不正の目的といった条文、今回の政令の適用というようなことになったような場合には、しっかりと証拠等々をお示しするような形で、19号にならうかといったところまではまだ検討ができてはおりませんが、しかるべき証拠をお示した上で、分かりやすい拒絶理由の通知にしていきたいと考えておりますので、いただいた御指摘を踏まえて我々のほうでも制度設計のほうを考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

○島並座長 ありがとうございます。

今の1点目ですが、アルファベットからなるのは出願商標のほうですよ。そして、他人の氏名の方は、日本人については通常は漢字表記の氏名があり、出願商標がアルファベットからなる場合にその他人の氏名を含むかという問題と理解をしました。その上で、今の事務局からのお答えですと、基準は緩やかに、出願商標がアルファベットであったとしても漢字表記の他人の氏名を含むと考えるという運用をお考えだということと理解をいたしました。

それから、2つ目は、我々のWGでは審査基準をどう書くかを最終的に決定しなくては行けない中で、「不正の目的」については、具体例を列挙する以外にどのような方法があるのか、ちょっと難しい問題ですよ。御意見は大変よく分かりますので、拒絶理由通知においては、こういう事情から不正の目的があると考えられるということはもちろん示さなくては行けないわけですが、審査基準においてそれをどこまで具体的に例示するのは難しい問題があるのかなと。例えば、反復・継続して他人の氏名からなる出願をたくさんしているような人というのは、何か妨害的な意図が推認されると思うんですけれども、そういった具体例を幾つどれだけ挙げるのかは、これから審査基準をつくるに当たって御相談しなくては行けない問題かと感じました。

では、お待たせいたしました、江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 すみません、先ほど木村委員がおっしゃっていたところとも関連するのです

が、外国人の氏名について、まず1つは、外国では周知だけれども国内ではそれほどでもない、でも一応は知られているみたいな、そういうものはどう扱うのかというところと、これは4条1項10号ですかね、10号の基準を見ると、一応「主として外国で使用されている商標の場合」という例があって、そういうところとの兼ね合いというか、外国周知をどう考えるのか。

あと、4条1項8号の外国人の氏名。今は、ミドルネームを含まない場合は略称として扱うということなので、国内での著名性が要求されると。そうすると、国内の人は周知でいいのに外国の名前——まあ、ミドルネームまで普通使うということはちょっとレアケースかと思うので、そうすると、外国人の名前は実質著名性が要求されてしまうと。それで本当にいいのか。人格的利益の保護といった場合に、日本人だけの人格的利益ではないわけで、何かその辺のバランスを今後どうやって取っていかれるのかなというところが気になりました。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 江幡委員、ありがとうございます。この御指摘の点を踏まえては、4条1項10号の記載ぶりは確かに参考にはしたいとは思っているのですが、この点、先ほど江幡委員がおっしゃったミドルネームを含まない場合の名称ですとか、あとは完全に略称の場合ですとか、その点をどういうふうに検討していくかという点がまだ正直検討し切れていないところがございますので、今後検討の際には頂いた御意見を踏まえて、分かりやすい、もしくは何かお示しできるようなものがあれば盛り込む等々の検討をしていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 徳若委員、どうぞ。

○徳若委員 ありがとうございます。私のほうは、日本人の名前についての考え方をお聞きしたいんですけども、同じ読み方で違う漢字は多々あるかと思えます。私がパッと思いつくのはサイトウさんの「サイ」の字なんですけれども、出願の商標について、同姓同名の方は著名や周知ではないんですけども、「サイ」の字がちょっと違うだけで周知な方がいらっちゃった場合、こちらはどのように判断されるんでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 徳若委員、ありがとうございます。例えばですけども、周知な他人の氏名で漢字が含まれていましたといったような場合、読みが同じでも異なる漢字で表されたものについては他人の氏名とは判断しないとは考えているのですが、ただ、「サイ」の字ですとか、あとは「ワタナベ」の「ナベ」ですとか、非常に似ている、間違

えそうなものというのを、まだ具体的にそこまで突き詰めて正直検討ができておりませんので、御指摘の点については今後の検討事項の1つに加えさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 今のお話は、同じ漢字の異字体の場合と、山本と山元のようにそもそも漢字が違う場合との、両方を含みますね。両者について、少し議論の仕分けが必要かなと思います。

それから、個人的な意見ですけれども、指定商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益から氏名の主体を保護するという制度趣旨に立ち返ると、結局この問題は、そうした結びつきを想起できるかという基準に帰着するのかなという気もいたします。

今の点、あるいはほかの点でも、さらにいかがでしょうか。相良委員、どうぞ。

○相良委員 私のほうからは、少し細かい話になりますが、8ページと9ページの上のほうに枠に囲って記載されている部分は、これが審査基準に掲載されるようなイメージで書かれていると理解しております。もしそうであるとすれば、まず8ページで、「分野について」という説明において、分野の判断に当たって、「当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とする必要はなく」と書いてあるのですが、「需要者」がここに出てくるというのがちょっと分かりにくいかなと思っております。例えば10号においては、「需要者の間に広く認識されている」という文言について、特にどこの「需要者」という限定がないので、その「需要者」というのはこの指定商品の需要者に限らない、という説明が必要になると思うのですが、他方、この新しい改正条項では、「需要者」の前に「商標の使用をする商品又は役務の分野において」という文言が入っているので、端的に、この「分野」についてはその指定商品又は役務等に限定する必要はなく、もう少し広く関連性を勘案します、と説明するだけでよく、「需要者」という言葉を入れて説明すると、かえって分かりにくくなるのではないかと思います。「需要者」の判断基準を書いているのか、「分野」の判断を書いているのかが分かりにくかったので、そこを御検討いただきたい、という意見です。

それから、9ページの記載に関し、「需要者の間に広く認識されている」という文言は、参考資料につけていただいているとおり、同じ4条1項の中でも10号や19号などにも出てくる文言で、この趣旨に、条文ごとに趣旨が異なるので、「知名度の程度には差がある」と記載があるのですが、例えばこの「商標を使用する商品又は役務の分野の相当程度の

需要者に認識されている場合を言う」という説明は、何かちょっとほかの審査基準にもあまりないような説明のように思いました。「相当程度の需要者に」というと、何かとても知られていなければいけないような印象も与えかねない気がいたしました。私の理解では、人格的利益の保護の見地から、取引上の問題ではなく、もう少し違う観点で、どちらかというとなんか緩やかに判断されるのかな、とっておりますので、少しこのニュアンスが分かりにくいように思います。また、その「相当程度」というのも、レベルの問題なのか、人数の問題なのか、という点についても明確にした方が良いでしょうと思います。もしこれがそのまま審査基準として書かれるとすると、少し分かりにくいのではないかという印象があります。

それから、10号などでは、需要者は「最終消費者に限らず取引者も含まれる」といった説明がされたりしますが、改正条項で言う「需要者」の範囲、解釈はこういうものですよ、といった説明が端的にあるほうが良いのではないかと思います。その点も確認させていただければと思います。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。

まず、相良委員から御指摘いただきました(1)の点と御指摘を踏まえまして、記載ぶりについては今後検討をさせていただきたいと思っております。

最後の御質問の、「需要者」に取引者等々が含まれるかというようなことで理解をしておりますが、8号の趣旨の人格的保護といった点から、無論「需要者」に取引者も含まれると考えてございます。ただ、条文等と記載と合わせまして代表的に「需要者」と記載をさせていただいたような次第でございます。

そのほかの点については検討させていただきますので、御指摘ありがとうございます。

○島並座長 3つあった御指摘のうちの真ん中、(2)の「相当程度の需要者」と書かれている、「相当」の意味についてはいかがですか。

○網谷商標審査基準室長 御指摘ありがとうございます。一応、「相当な」というのは、割合というようなものよりも数的なものを我々のほうでは考えているような次第でございます。こちらで回答になっておりますでしょうか。

○島並座長 日常用語で言うところの「相当」が意味するような高いレベルのものは前提としていないということですね。つまり、これは「ある程度の」という意味だということかと思っております。そうしますと、「広く認識される」を「相当程度認識される」と言い換え

て、何か基準として明確になったのかという問題は残るんですけども、決してレベルが高いものを求めているわけではない。その理由は、おっしゃっていただいたとおり、人格的利益の保護だから、むしろ緩やかに考えるというのが事務局のお考えなのだろうと私は理解をしております。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。

○島並座長 では、大西委員、どうぞ。

○大西委員 ありがとうございます。8ページでございます。8ページの「商標の使用をする商品又は役務の分野」については、「当該他人に係る商品又は役務等との関連性を勘案して判断する」とございます。こういうことになろうとは思いますが、分野の判断については「他人の氏名の周知性の程度」とも関係が出てくるのかなと思っております。そこがどのように具体的に判断されるかを少し、例えば何かしら幾つか例を挙げただけ等していただければ分かりやすくなるのかなと思いますし、また、拒絶理由通知をいただく際にも、分野についてどのように判断されてこの範囲でということと審査されたかということが分かるようにしていただきたいなと思いました。

ちょっと今の言い方だと分かりにくいかもしれないので、少し例を挙げさせていただきますと、例えば大谷翔平さんは野球の選手でいらっしゃるんですけども、彼の場合、いろいろな商品の宣伝広告をなさったりすると、コマーシャルに出ていらっしゃる商品との関係もこの「分野」に含まれてくるのかということが気になっております。その方が活躍されていたり、今はされていなくても将来的にいろいろな商品のコマーシャルをされるかもしれないような方の場合、分野は極めて広がってしまうのだろうかという疑問を持っております。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。ちょっと難しい御質問でしたね。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、ありがとうございます。他人の周知性の程度等によって分野の広さというのは変わり得ると私どものほうでは考えておまして、その御指摘については御認識のとおりと思っております。ただ、出願に応じて個別具体的に判断してまいりますので、その分野の伸び縮みの例えば概念を、やっぱり指定商品ですとか指定役務等々にも関連してくるので、基準に一律に記載することは若干難しいかなと今のところでは考えておるような次第です。ただ、指定商品と指定役務と、あと他人に係る商品又は役務との関連性を勘案して判断することとはなりますので、具体的に商標出願に係る商品と氏名を結びつけることの弊害もしくは不利益を生じるような可能性を踏まえて判断は行

っていきたいと思っております。

あと、先ほど申し上げました分野が広くなり過ぎるようなことがないようには十分判断をしていきたいと思えますし、関連性について重々考えてはいきたいと思えます。基準への掲載が難しいというような場合には、掲載事例が、ミスリーディングになると困るんですが、例えば便覧ですとか、もしくは何かの周知の機会の際に例を挙げてお示しできるような形にしたいとは考えております。御指摘ありがとうございます。

○大西委員 ありがとうございます。やっぱり、まず出願するかどうかの判断もしなくてはいけなくなると思えますので、何かしら参考になるようなものをぜひとも出していただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。

○島並座長 では、橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 ありがとうございます。今お話しがあったところについて、その「当該他人に係る商品又は役務」というところで私ども検討させていただいたときに、ちょっと違和感がございます。有名な方はたくさんいらっしゃるけれども、必ずしも商品とか役務を提供しているとも限らない場合もあると思われ。その点で先ほどおっしゃった著名人との関連性というところで関連を検討するのが難しくなる場合もあるので、ここが、例えば「活動」とか「業務」というふうに記載されるともっと分かりやすくなるのかなという意見がございました。

以上です。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。また、基準の例まで御検討をいただきましてありがとうございました。こちらのほうでも、できるだけ分かりやすい基準案となりますように、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○橋本委員 ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。まだ御発言いただけていない委員の方もいらっしゃいますが、よろしいですか。それでは、何度も身構えながら手がなかなか挙がらないなと思っておりましたところ、とうとう挙がりました。金子委員、どうぞ。

○金子委員 ありがとうございます。最初にコメントめいた発言ですけれども、なかなか改正後の8号の要件はどれもいろいろな意味で難しいところがあり、何かそれぞれの要件が独立の要件というよりもかなり相互に関連しているところがありまして、多分本来の趣

旨は、何かこれまで同姓同名の他人がいると、ある人が自分の名前を出願したいというふうに思っても商標を取れないというところだったのを、ある程度ほかの人の利害との衡量をして、ある一定の場合については同姓同名の他人がいても取れるということを認めるという趣旨と思われませんが、その利害の調整をいろいろな要件のところに分けて判断しなければいけない構造となっています。多分、第1の認知度というのは恐らく不正の目的のところにも関連しますし、あるいはどういう理由で使いたいと思っているかといった相当関連性の要件は不正の目的等にも関連するということ、また他方で、主張・立証や何について争うかということを明確にするためにはそれぞれの要件できちんと判断しなければいけないというところで、それぞれの要件について整理するというのはなかなか難しいところであるというふうに思っております。

その上で、第1の要件、この一定の知名度について言いますと、恐らく実際に問題になるのは、出願人としては多分、出願人からすれば相当の関連性がある自己の氏名等を商標として使いたいという意思があっても、なお周知の他人が存在する、同姓同名の他人が存在するから取れないというときのハードルをどのように設定すべきか、ということになりますので、その際には同姓同名の他人の人格的利益に十分な配慮をしつつ、他方で出願人側のほうも使いたいというときに、それでもなお取らせないという程度のレベルのものとしてどの程度の認知度が他人について必要なのかということが問題になってくるんだろうというふうに思います。ただ、では具体的にどれぐらい知られていけばいいのかというのは、これはなかなか難しいところでありまして、私としても何か、今挙げてもらった、なるべく具体例とかを使って明確にさせていただければというふうに思うところでありまして、

1点だけ確認をさせていただきたいのは、分野ということ、分野をある程度広く取るというのは、その趣旨としては、何か割合的に知られている割合が一定程度なければいけないという趣旨ではなく、何か分野を広く取ることで少し、その指定商品・役務そのものの需要者についてはそれほど知られていなくても、少し広げた場合は同じ分野に属する別の商品・役務の需要者では知られているというような場合について拒絶をするという、そのような趣旨だという理解でよろしいでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、ありがとうございます。御指摘の点については、まず事例を、できるだけ分かりやすいような例を御提案できるような形で検討を進めてまいりますといった点と、あとは、2つ目の御確認のところについては、金子先生がおっしゃったとおり、後者のイメージで我々は考えているような次第でございます。

○金子委員 ありがとうございます。

○島並座長 相良委員からも出た点ですけど、8ページの基準のイメージのところ、「需要者」という言葉があるのはあまりよろしくないかもしれませんね。指定商品・役務で区切られるのではなくて、それと関連性を持つより広い範囲の商品・役務との関連性だということですよ。だから、「指定商品・役務のみを基準とする必要はなく」と言えば足りるという、少し前に相良委員がおっしゃっていただいたことと、いま金子委員がおっしゃったこととは、関連するのかなと思いました。

ほかはいかがでしょうか。それでは、橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 今の「需要者」というところについて、やはり弁理士会からちょっとそこに違和感を感じた方がいらっしゃったことについて申し上げます。

それから、この9ページの「需要者の間に広く認識されている」なんですけれども、あまりそこを、人格権保護ということが目的としてあるとはいうものの、かえって広く認識されているレベルを下げ過ぎると、結局承諾を取らなければならない場合が多くなり過ぎるということで、今回の法改正の本来の趣旨とちょっと相反することになるおそれもあるのかなと考えましたので、その点について御配慮いただければと思います。今は、インターネット社会なので、インターネットでヒットして名前が出てきたら全部周知というようなことになると、結局承諾を得なければならなくなるのかという懸念があり、その点御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○島並座長 事務局から何かございますか。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。御指摘の点については、「全国的に知られている者や全ての需要者層に知られている者ではないこと」と記載をさせていただきました。このような者を一律に保護対象とするようなわけではなくて、このような者であっても特定の分野を考慮した際には保護すべきであろうということが一応本号で書かせていただいた次第でございます。

あと、インターネットの検索等でいった点についてでございますが、その御懸念については、改正後の8号の審査においては、他人がどの範囲で知られているかといった点を確認した上で、商品ですとか役務の分野で他人が知られているかといったことを判断することを考えておりますので、他人が知られている範囲と商品・役務の分野の範囲が重なっていれば、他人の人格的利益を損なうような可能性があるかと判断して8号の通知と考えております。単にインターネットで検索をして発見されれば直ちに拒絶の理由を通知すると

いった運用は想定しておりませんので、御報告させていただきます。

○橋本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、基準案作成に当たっての趣旨、大きなイメージについてはおおむね御了解をいただいたものと考えております。他方で、それを前提にしながらも、個別の留意点等について御指摘もいただきましたので、事務局におかれましては本日の議論を踏まえまして基準案の作成をするようお願いをいたします。

では、続いて「論点② 出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）」につきまして、御意見等ございましたらお願いをいたします。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 ありがとうございます。

まず、政令要件(1)でございます。ここについては、「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」とございますけれども、この「相当の」はどの程度の関連性を求められるのかが分かりにくいかと思っております。ここに例を挙げていただいておりますが、どちらかという関連性が明らかに認められるようなものなのかなというのがございまして、例えばまだ使っていないペンネームですとかビジネスネームで戸籍上の氏名とは異なるものをこれから使うから出願をしたいという場合に、「相当の関連性」について何をどの程度に説明をすれば認めていただけるのか分かりにくいように思っております。

○島並座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、ありがとうございました。

まず、政令案の1条1号に書かれておりますとおり、政令の要件「他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」として論点②でお示ししてございますが、基準では10ページのような形で具体的な案を示していきたいとは考えておる次第です。

あと、もう1つの御質問のところ、「相当の」の中に求められる程度については8号の趣旨を踏まえて記載する必要があると考えておりますので、10ページの例をお示しすることで分かりやすいような例となるようには努力してまいりたいと思っております。

あと、3つ目の、使用実績がない方の事案の場合、「相当の関連性」をどのように認めるかといった点については、例えばですが、その使用の準備の状況ですとか、現在お考えの新たなお名前を使用する必要性等の事情は御説明いただければと思っております。それ

を考慮して「相当の関連性」が認められるような場合もあろうかと存じます。今、大西委員がおっしゃったようなニーズもあるということは、この場をお借りしまして承知いたしましたので、その点は今後の検討課題の一つとさせていただきたいと思えます。

以上で回答になっておりますでしょうか。

○大西委員 使用の準備をする前に出願をすることもありますので、使用の準備と絡められてしまうとなかなか厳しいことがあるのではないかなと思っております。ペンネームなどは、この名前が自分がつくり出していきたいイメージに合うというような理由で採択することもあるでしょうし、その説明はなかなか難しく、どこかに出ていたと思うんですけど、思いつきではいけないとすると、インスピレーションでぴんときてこの名前でいこうというような場合は難しくなりますが、政令要件(1)も結局は他人にダメージを与えないためのものですけれども、不正の目的がなくてぴんとくるということも当然にあると思えますので、場合によっては「不正の目的」についての職権調査で根拠になるようなものがない限りは政令要件(2)とともに認めてもよい場合があり得るのではないかなと思っております。

以上でございます。

○島並座長 何か追加のコメントはございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 まだ検討中の段階ではございますが、難しいものはやはり難しいのかなというのは正直あると思っております。「相当な」ということで限定をさせていただきますので、単なる思いつきで取れるかという、ちょっとそれは違うのではないかなと思っているような次第です。単に思いついただけですと、やはり「関連性」と言えないのではないかと事務局側では考えているような次第でございます。現状では「相当の関連性」というのが確実にあると言えるものを例示しておりますので、例えばですがお示ししている例以外について、実際の審査での状況も踏まえて、今後蓄積がなされてケースが複数出てくれば、事務局としてもいろいろな審査例・実例を積み重ねて検討していきたいと思っておりますので、今後、一度我々の事務局のほうで検討はさせていただきたいと思えますが、今の思いつきを大丈夫ですとはちょっと言えないという点は御理解いただきたいと思います。御質問ありがとうございます。

○島並座長 では、先に挙がりました金子委員、続いてどうぞ。

○金子委員 この点もなかなか難しく、本来であれば全体を総合的に考慮してというような形もあり得るところですが、条文でそれぞれの要件が分かれているところでもありま

すので。ただ、私も最近ペンネームで論文を書いたりしたところですが、まあそれは置いておきまして、1点確認させていただきたいのは、今おっしゃったように、既に有名になっている変名であることには限られず、一応これからこの変名を自分の名前として使っていきたいというふうに真摯に思っていてそのことが客観的に示せるような状況であれば、そのような事情はこの「相当の関連性」には含まれるというふうに理解しているという、そういうことでよろしいでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、ありがとうございます。御指摘のとおり、「相当な」というところで読める事案ではないかと思っております。ありがとうございます。

○金子委員 もう1点、具体例については、本当は該当しないものの例も示したほうが分かりやすい一方で、恐らく微妙な例があまりに多過ぎるので、あまりミスリーディングになってしまうのも難しいところで、この例を示すというのがなかなか難しいところだと思いますが、もし明らかに該当しないようなものの例とかがあるようでしたら書いて。ただ、他方でミスリーディングにもならないように十分に留意いただければというふうに思います。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。先ほどお手が挙がりました橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 私どももここを検討させていただいていたときに、やはりその「相当の関連性」との関係で、例えば出版社が発行している漫画のキャラクターですとか、これから売り出す予定のキャラクター名ですとか、スポーツ選手は本名だから大丈夫だと思うんですけども、芸能人の芸名とか、そういったものについてどの程度関連性が認められるのかというところについて疑問を感じました。それらについても「相当の関連性」があるというふうに考えてよろしいということでしょうか。

○島並座長 事務局からいかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。その点について、やはり先ほどと若干繰り返してしまっていますが、現状においては自己の氏名等との関連性が確実にあるものといったものを例示している手前、その例示以外のものについても今後の実際の審査状況等を踏まえまして、今後の蓄積等を勘案して事務局で検討ができればと思っておりますので、御意見を踏まえてキャラクター等々の名称についてももう少し整理をして考えてみたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○橋本委員 さらに申し上げますと、ライセンスの場合もございまして、有名人からライ

センスを受けて何か売り出すというときに、通常、承諾はあります。そうすると、「相当の関連性」も推認していただければと考えておりまして、何か例えばライセンス契約のようなものがあると思うんですけれども、そういうものを出したら「相当の関連性」は認めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○橋本委員 ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。木村委員、どうぞ。

○木村委員 この審査基準のイメージのところ、(1)のところ、例えば「氏名が出願人の自己氏名である場合は相当の関連性があるものと判断する」というふうに書いてあるので、例えばその出願人がAさんで、出願商標がBさんの名前で出てきたときに、審査官はまず出願人の名前と出願商標の名称が異なるということで拒絶理由をまず出すと。拒絶理由を出しました、そうすると、それは「相当の関連性」がないと判断しましたという理由で拒絶理由を出しますと。それに対して出願人は、さっき言ったペンネームで今後活動していくんですとか、いわゆる営業上今後使っていくんです、あるいは営業上もう使ってきているんですというような、そういうものをエビデンスをつけて反論すればこれを満たすというような、そういう意味でよろしいですかね。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 出願人のお名前と商標に含まれる他人の氏名が一致しないときは、願書の記載からでは直ちに「相当の関連性」があるということは言い難いというような判断になるかと思えます。「相当の関連性」があることをそこから判断ができなければ、やはりその拒絶の理由を通知するというようなことを運用では考えております。

あとは、木村先生がおっしゃっていただいたような証拠等々を示していただくというのは、その拒絶の理由を撤回するような一助にはなるんだろうなということは考えております。

以上です。ありがとうございます。

○木村委員 私も、この「相当の関連性」と言うと、この「相当」というところが、通常さっき言ったような同じ名前の人が同じ氏名を出してきたというのは関連性があるというように普通は考えるんですけれども、この「相当の関連性」と言ったときの、では全く同じ態様で出すのかとか、何かその「相当」の意味合いというのが何かあるのかなというのが、正直言ってこの最初の「出願人の自己氏名」とかというのは何か特定の意味合いを見

出せるのかなとちょっと思ったんですけれども、まあまあ、審査の運用であればもうそれでいいのかなと思いますので。

以上です。

○島並座長 私から素朴な質問ですけれども、出願人の自己氏名でない場合というのは、パッと見てすぐには「相当の関連性」が判断できないわけですが、出願の最初の時点で、こんな関連性があるんですということを審査官に伝える手段はあるのですか。願書にはそれを書く欄はないですね。そうすると、機械的に常に拒絶理由通知がまず1回来る、そしてそれに対して応答する中で相当の関連性を説明するということになりそうですけれども、そうなるのでしょうか。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 私が島並座長の御質問に何かしら言うのはおかしいと思いますけれども、実際のところ、願書には「その他」という欄を設けることができるので、そこに書こうと思えば書けるのではないかなというふうに今思いました。

○島並座長 なるほど。ちょっと今、事務局から確定的なお答えは難しいかもしれませんが、手続のフローに沿って出願人が実際に何ができるのかということも踏まえて、引き続き御検討いただくということでよろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。では、改めて大西委員、どうぞ。

○大西委員 政令要件(1)の10ページの商標審査基準のイメージのところでございます。政令の文言が「商標に含まれる他人の氏名」とあるので、このように書かれているとは理解しておりますけれども、日本語として見ても、「他人の氏名が、出願人の自己氏名」というのには少し違和感がございます。ここで言わんとしていることは、「他人の」というところには焦点が当たっておらず、「氏名」の文字列だけを問題として書かれていると理解できますので、少しそこが明らかになるような書き方にしたほうがよろしいのではないかなと思っております。

○小林商標制度企画室長 大西委員、ありがとうございます。今おっしゃっていただいた「他人の氏名」の文言につきましては、御理解のとおり、文字列としての「他人の氏名」との関連性を要件としたものでございます。この「他人の氏名」の文言については商標法の文言と合わせて規定したものでございまして、こちらの改正規定、こちらは他人そのものとの関連性ではなくて、文字列としての「他人の氏名」との関連性を要件としたものでありまして、解釈につきましては何らかの形でお示しをしたいなということは考えてござ

います。ありがとうございます。

○大西委員 よろしくお願いいたします。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。それでは、江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 次の「不正の目的」というところなのですが、4条1項19号に定義があるので、その定義と同じ「不正の目的」と変わらないということなのか。4条1項19号は「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。」という定義になっておりまして、これが同じであれば統一していいのだと思うのですが、11ページを見ますと、「他人」の人格的利益侵害のおそれの有無」という形になっている。これが違うのか一緒なのか。「人格的利益侵害のおそれ」というのは結構非常に幅があるというか、それは嫌だよねって、嫌な気持ちになるよねというところまで含むものだとすると結構広がってしまいますし、法の解釈についてはどのように整理をされているのでしょうか。

○島並座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

お考えいただいている間に、では繋ぎとして、私のほうで個人的なコメントをさせていただいてよろしいでしょうか。確かに、19号には「不正の目的」が既に定義されているわけですが、御案内のとおり保護法益が違うということですので、今般の条項における「不正の目的」は、やはり人格的利益との関係で捉えざるを得ないのかなと思っております。したがって、後の号に書かれているということだけでなく、条文の趣旨が違うので、19号の定義はそのままでは妥当しないのではないかと思います。ただ、その先に、人格権だからといって、たとえば著作者人格権の氏名表示権や同一性保持権のように、原則として嫌なものは嫌と言えるという程度まで強いものなのか、心が傷ついたと言えればそれで通るのかという問題は確かにあります。そのハードル設定はさらに検討を要する問題であるというのは、御指摘のとおりだろうと思います。

○江幡委員 そうすると、19号には「以下同じ」と書いているので、その以前であるから、以下ではないというようなことになるのですかね。政令なので、その場合は直接関係がないみたいな。それであれば4条1項8号の趣旨に従い、不正の目的を解釈するというようなものかもしれません。ちょっと気になりました。

○島並座長 この点、ほかの方はいかがでしょうか。金子委員、どうぞ。

○金子委員 今の点ですが、やはり御指摘のとおり、19号の「不正の目的」とは必ずしも一致しないものであろうと思われる一方で、恐らく19号の「不正の目的」になるようなもの

のはここでも「不正の目的」に含まれるということになると思われます。ただ、それ以外のものも「不正の目的」に含まれ得るといふようなことになるのではないかというふうに思います。では、それ以外のもの、多分1つはこの嫌がらせの目的のようなのが、特に特定の人にすごい不快感を与えるような目的で出願しているというような場合、これは19号にも該当し得るかもしれませんが、これは8号の「人格的利益の配慮」の点からは、特定人に対して不快感を与える目的で出願しているというような事情が認められると。客観的にどういふ事実からそれが認められるのかというのは難しいところですが、従前トラブルがあったとか、そういう事情が認められる場合もあるかと思えます。

あと、もう1つが難しいところですが、何か需要者の間に広く認識されているとは言えないんだけど、何かマイナーなアイドルの氏名とか、ごく少数のファンにとってものすごく顧客吸引力を有するのようなものを取るような場合とか、そういう場合ももしかしたらこの「不正の目的」という例に当たるのかもしれませんが、ただ、かなり限定的な例なので実際には少ないところかもしれませんが、一応そういう例も考えられるかもしれません。

あと、1つ難しいのは、この商品・役務には普通自分の名前を使われたくないよねというような類型の商品・役務について出願があった場合に、これをこの「不正の目的」での出願と言うことができるのかというのは少し悩ましいところでもあります。出願人側の目的を考慮するものだとすると、それは不正の目的には該当しないという話になるかもしれませんが、他方で登録を認めてしまって本当によいのかなというふうには思うところがあります。ただ、そういったものについては場合によっては4条1項7号を通知するということもあり得るのかもしれないですけども、少し難しいところだなというふうには思うところです。

○島並座長 御意見ありがとうございます。具体的な御質問という形ではありませんでしたけれども、何かコメント等は事務局からございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、江幡委員、ありがとうございました。

先に江幡委員からお話のありました、8号の政令要件における「不正の目的」は、やはり事務局のほうでも、人格的利益の問題ではあるため、19号の「不正の目的」とは異なるであろうということでは考えてはおりますということ。あとは、「不正の目的」の異なるといった点を、今後何かの機会には説明ができるようにはしたいなということは考えております。

あとは、金子先生が今おっしゃった地下アイドルのような方々の場合でございますが、やはりちょっとなかなか難しいコアな事例なのかなとは思っているんですが、それが例えばですが年齢ですとか性別等々も分野に含まれるというような考え方も一つできるのかなと思っておりまして、御指摘を踏まえて今後の検討の一つとさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○島並座長 江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 すみません、1点だけ追加なのですが、その「4条1項19号と異なります」という言い方もありますが、4条1項19号の定義自体が最終的には「その他の不正の目的」というものも入っていますので、「異なる」というよりは、例えば「他人に損害を与える目的」も入るし、「その他の目的というところで人格的利益を考慮します」というふうに言えたほうが、落ち着きと言ったらあれですけれども、統一的な解釈という意味ではいいかもしれないと。個人的な感想です。

○島並座長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますか。

○網谷商標審査基準室長 御指摘ありがとうございます。そのような考え方をしてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。では、徳若委員、どうぞ。

○徳若委員 ありがとうございます。要件の(1)(2)、いずれにしましても、今先生方が申し上げられたような形での基準の明確化というものを希望しております。その上で、こちらの要件の判断につきましては、やはり厳格なものを要求したいと思っております。といいますのも、本来であれば8号の規定では、周知であるかどうかに関わらず承諾を得ることが条件だった。今回の改訂によりまして、周知でない氏名については承諾を得ずにこの政令要件を満たせば登録になってしまうというところで、御本人のあずかり知らないところで商標登録されてしまうといったことが起こり得ると。やはりこの「他人の氏名の商標登録が必要」というバックグラウンドについて重々承知はしているんですけれども、あくまで8号の「人格的利益」といったところは非常にパーソナルな部分でありまして、しっかりと保護すべき部分というところは忘れずに御承知置きいただければと思います。やはりいまだに世間では「商標登録＝全ての商品・サービスについて独占している」といったイメージをまだ持たれているという事情もありますので、こちらはちょっと知財教育の課題にもなるかとは思いますが、そういった土壌もありますので、その点は法改正の周知をパンフレット等でも知らしめていただくとともに、基準の運用について

は厳格にさせていただくということをお願いできればと思っております。

以上です。

○島並座長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 徳若委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりと考えておりますので、私どものほうでも対応については重々留意をしながら、基準案の策定及び今後の周知方法について対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○島並座長 大西委員、どうぞ。

○大西委員 最初に私が申し上げたことと若干重複するかもしれませんが、政令要件(2)の「不正の目的がないこと」は、どちらかといいますと職権審査というよりは異議申立てですとか、無効審判での判断になじむものなのではないかなと思っております。不正の目的で出願される方も実際にいないことはないとは思いますが、どちらかというところのほうはまねだと思っておりますので、基本的には出願時においてこの政令要件(2)の立証義務はないということを経験上で明確にさせていただければありがたいと思います。また、その政令要件(1)と(2)は関連性がございまして、願書から出願人の名前が商標として出願されていることが分かる場合ですとか、あと、職権調査で法人の代表者の名前ですとか創業者の名前が商標出願されているというような事情が確認できるならば、政令要件(1)は職権で満たされていることを御確認いただければと思いますし、それによって政令要件(2)のほうも満たされていることが推認できると見られるならば、そういう場合には8号の政令要件に関する拒絶の理由は通知されないというようなことを審査基準に書いていただければありがたいと思っております。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 まず、拒絶の理由、政令要件であるかどうかといった点に関わらずですが、拒絶理由の該当性の有無については審査官が職権で判断を、職権審査を行っておりますので、まず御指摘のような場合で、不正の目的があるといったことを確認ができるような場合には、その旨を拒絶の理由に記載をすることで想定してございます。

あと、政令要件の(2)が職権調査よりも異議申立てですとか無効審判での判断に馴染むものであるかといった点はちょっと置かせていただきまして、審査官は拒絶の理由の有無をまず審査することになっておりますので、政令要件のいずれかに該当するといった点については審査を行うことを考えております。加えて、あと相当の関連性があることと不正の目的がないことについては政令案でもそれぞれ号として立てて記載をしておりますこと

から、別々の要件にはなっておりますので、相当な関連性があるからといって直ちに不正の目的がないといったことを推認するといったことはちょっと難しいのではないかと、できないのではないかと考えております。

あと、基準への記載という点についても、必ずしも今の御指摘内容を基準に記載しているものかというのは事務局に持ち帰って考えさせてはいただきたいと思いますが、なじむかどうかという点からも検討はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○島並座長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 多分これは今後の課題になるのかなと思うんですけども、今回この「他人の氏名」の要件緩和ということで、周知でない氏名がどんどん登録されてきます、蓄積されてきますといったときに、やはりいろいろなキラキラネームがあって、漢字がちょっと違ったり、称呼・呼び方は同じだとしても漢字の書き方が違います、あるいはちょっと観念が違うような、呼び方は同じであっても、そういうのも予想されると思うんですけども、これは結局11号の話になってくるのかもしれないんですけども、そういった氏名の類否というのはちょっと私もあんまり考えていなかったんですが、今後多分そういう氏名が登録されてくるとそういう問題も出てくる可能性はあるのかなと思ってしまして、その辺りも含めて今後検討していくのかなというふうには思っていますので、その辺りもちょっと頭の隅に置いておいていただければいいのかなと思います。

以上です。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 木村委員、ありがとうございます。今後、氏名に係る商標の登録が蓄積されていくことによって、御指摘のような類否について改めて検討する機会はあるとは思っておりますが、現時点においては今般の法改正で11号の基準を見直すといった予定はございませんので、氏名からなる商標同士の類否については従来の11号の基準に即して個別具体的に判断はしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○島並座長 相良委員、どうぞ。

○相良委員 すみません、もう言いたいことはほかの委員の方がおっしゃられたので、あまり新しいことはないのですが、念のため発言させていただきます。

基本的には、今まで「他人の氏名」だと言われてしまうと承諾を取るしかなかったところが、一定の場合に出願できるようになったという方向性は、とてもよいと思っています。やはりその人格的利益とのバランスを取るという観点、利益衡量の観点でいくと、「相当

の関連性」の判断がすごく重要になってくると思います。この判断基準は、まだ明確にするのは難しいところかなと思いますが、ドメイン名の要件で「登録者にドメイン使用についての正当な理由があること」という要件があり、その要件の判断に似たような形になるのかな、と個人的にはイメージしております。「相当の関連性があること」という要件が、今後の蓄積の中で明確になる事例が積み重なるとよいと思います。

他方、「不正の目的」に関しては、やはり客観的にはなかなか分からない部分だと思えますので、先ほど大西委員もおっしゃられていましたけれども、おそらく異議なり情報提供なりがあって初めて判断される要件で、なかなか第1段階で判断されることは少ない要件になるのだと思っております。

「不正の目的」に関しては、先ほど質問のあった、19号と同じか、同じでないかという点は、是非、この機会に明確にさせていただく必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○島並座長 事務局から何かコメントは。

○網谷商標審査基準室長 この機会に頑張ります。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。大西委員、どうぞ。

○大西委員 すみません、ほかにないようでしたら、ちょっと確認をさせていただきたいことが2点ございます。1点目として、4条1項8号の改正条文の読み方を確認させていただきたいと思います。改正条文は、「又は他人の氏名を含む商標であって、」——ここで読点が打たれておりまして、「政令で定める要件に該当しないもの」とございます。「政令で定める要件に該当しないもの」の前に読点が打たれているんですけども、8号の改正の趣旨から考えると、「政令で定める要件に該当しないもの」は、8号後段の「他人の氏名」についてのみにかかるという理解でよろしいですねということの確認をさせていただきたいと思います。

○島並座長 どちらからお答えされますでしょうか。

○小林商標制度企画室長 大西委員、ありがとうございます。「他人の氏名」についてのみの要件という御理解のとおりでございます。

○大西委員 ありがとうございます。

もう1点は、今日のところから離れてしまうんですけども、このたび4条1項8号が改正されまして、政令要件として「不正の目的がないこと」ということが入りましたけれ

ども、47条1項は今回改正はされておられません。ということは、「不正の目的」で商標登録を受けた場合であっても、商標権の設定登録の日から5年を経過した後は無効審判の請求ができないということに8号についてはなるというふうになりますけれども、同じ「不正の目的」がある場合には除斥期間がなくなる4条1項15号とは8号は規定の目的が違うので、47条1項のところは8号との関係では改正がされなかったと理解してよろしいんでしょうかという疑問を持っております。この質問をここでさせていただくのはちょっと違うのかなと思いつつ、すみません。

○島並座長 事務局、お願いいたします。

○小林商標制度企画室長 大西委員、ありがとうございます。今回の改正につきましては、4項1項8号の趣旨であります「他人の人格的利益の保護」という点は変わってございません。この規定について、従前から除斥期間の適用があるという制度設計でございますので、改正法につきましても同様の制度設計としたところでございます。

○大西委員 要するに、規定の趣旨が違うということだと理解をいたしました。ありがとうございます。

○島並座長 ほかはいかがでしょうか。

たくさん御意見をいただきました。

最後に個人的な感想ですけれども、登録主義の下では商標に関する発展助成機能が期待されているという点が、いわゆる使用主義の制度とは違うということですので、基本的には現在使っていないけれども登録を認めるという法制になっているわけですけれども、出願商標が他人の氏名と同じ場合に、どこまでの発展を助成するかという問題が伏在しているのかなと今日の御議論を伺っていて思いました。今回の政令要件2つは非常に上手くできているように私は感じておりまして、1つ目の要件は「必要性」の観点、2つ目の要件は「許容性」の観点から、それぞれ登録を正当化する理由という形になっているように思います。そうすると、1つ目の「相当の関連性」というのは、結局、他人が同じ氏名を持っているのにもかかわらず、私はこういう必要性があって登録したいのですという、正当化理由を示してほしいという要件であり、その意味では、事務局が最初におっしゃっていただいた、思いつき程度では駄目だというのはそれなりの理由があるように思います。しかし、他人に迷惑がかからない範囲であれば未使用でも発展助成をする、登録を許容するという登録主義のポリシーもあり、なかなか難しい要件だなというふうに感じた次第です。

ほかにどの点でも、この際御発言はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、論点①②いずれにつきましても、事務局の説明に対してはおおむね御了解をいただいたものと考えております。事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて御検討をさらにいただきまして、今日は基準のイメージという形でお示しをいただいたのですけれども、次は具体的な基準案の形に落とし込んで次回以降御提示いただきますようお願いをいたします。

以上をもちまして本日予定されておりました議題は終了いたしました。

それでは、事務局から今後の予定について御連絡をお願いいたします。

○根岸商標課長 御審議いただきましてありがとうございました。

次回のワーキンググループは、11月22日（水曜日）15時からの開催を予定しております。議題を含めまして、詳細は追って御連絡差し上げます。

○島並座長 以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第33回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会